12月は税収確保重点月間

納税は期限内に

滞納には法令に沿って対応します

市税は、福祉や教育、道路の整備など、暮らしを支える行政サービスに活用されています。市税の納期限までの納付にご協力ください。やむを得ない特別な事情で納付が難しい場合は、そのままにせず早めに市役所税務課にご相談ください。納期限までに納付がない場合は、法令に基づき督促状を送付します。その後も納付や相談がないときは、財産調査や差し押さえなどの滞納処分を行います。

▼問合せ　税務課（市役所内線1101）

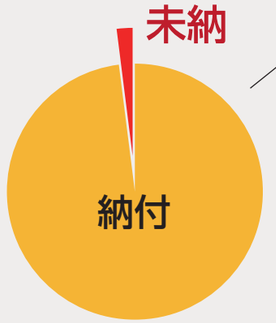

納税へのご協力ありがとうございます

昨年度、市税の収納率は
99.5%を超えています

滞納者には法令による処分

多くの方は納期限までに納税していただいていますが、納期限を過ぎても納税を確認できない場合があります。

市では、税負担の公平性を保つため、納付できる資力があるにもかかわらず納付しない方に対しては、徹底した財産調査を行っています。調査により、財産を確認した場合は、法令に基づき速やかに差し押さえなどの滞納処分を行います。

差し押さえを受けると生じる主な影響

- 社会的信用の低下
- 預貯金口座の一部引き出し制限
- 自動車や家財の使用制限

市税を滞納すると

差し押さえ件数・徴収金額

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
差し押さえ件数	243件	348件	560件
徴収金額	21,865,248円	26,052,585円	39,579,778円

☑ 法令に基づく確実な対応で増加しています。

滞納処分の流れ

滞納の金額の大小は関係ありません

①滞納発生

②督促状の発送
- 納期限内に納付がない場合は、督促状を発送

徹底した
③財産調査
- 勤務先への給与調査
- 金融機関への財産調査

本人の同意なく
④財産差し押さえ
- 預貯金、給与、売掛金、不動産、自動車など

⑤財産売却・充当
- インターネット公売などで売却し、滞納市税に充当

12月の納期限

固定資産税　第３期分
国民健康保険税　第６期分

12月25日(金)
までに納付してください。

※口座振替を利用の方は、同日に引き落としとなります。

納税が困難なときは早めに相談を

病気、失業、廃業、事業の経営難など、やむを得ない特別な事情で納付が難しい場合は、早めに税務課へご相談ください。事情をお聞きし、一緒に納付方法を考えます。

▶相談先・問合せ
税務課（市役所内線1102）
▶受付時間
平日午前９時～午後４時30分

事前に電話で予約いただくと、スムーズにご案内できます。



納め忘れゼロへ　便利な口座振替

口座振替の利用はまだ２人に１人

税務課や金融機関の窓口で口座振替の申し込みができます。一度手続きすれば、指定した口座から自動で引き落とされます。申込書に必要事項を記入し、通帳届出印を押すだけで簡単に設定できます。ぜひご利用ください。

口座振替の他にも、決済アプリやｅＬお支払サイトから納付する方法もあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

納付方法

口座振替のメリット

納めに行く手間や忘れる不安をなくそう

確実
うっかり納め忘れる心配がありません。

便利
納付のたびに窓口へ行く必要がありません。

安心
納付のために現金を持ち歩く必要がなくなります。

正しい課税のため手続きが必要です

相続したとき

市税を納める方が亡くなった場合、納税に関する義務は相続人に引き継がれます。相続に伴い次のような手続きが必要な場合は、税務課にお問い合わせください。

相続する財産	必要な手続き
不動産	名義変更
軽自動車	名義変更、廃車

土地や家屋に変更があったとき

固定資産税は、毎年１月１日現在の土地や家屋、事業に使う機械や設備などの所有者に課税されます。次のような変更があった場合は、税務課にお知らせください。

【例】
- 令和８年中に家屋を取り壊した。
  （法務局で滅失登記済みの場合は届け出不要）
- 未登記家屋の所有者が変わった。
- 土地の使い道を変更した。

